



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月18日金曜日 第1400号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例.....	2
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県動物愛護センター設置条例.....	3
愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	4
愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例.....	4
テクノプラザ愛媛使用料条例の一部を改正する条例.....	5

条 例

○愛媛県条例第46号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加える。

第13条第1項第2号の表アの項法人等の区分の欄中「第23条第1項第4号の2」を「第23条第1項第4号の5」に改める。

第17条の2中「第6項及び第10項」を「第4項、第5項、第24項及び第28項」に改める。

第18条の5第1項第2号中「同条第4項」を「同条第6項」に改め、「同項において準用する場合を含む。）」の下に「又は法第72条の25第4項（同条第7項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）又は同項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）」の規定によつて承認を受けた法人にあつては、各事業年度終了の日から4月以内又は指定された月数の期間内

附則第17条中「又は各計算期間分」を「、各計算期間分又は各連結事業年度分」に改める。

附則第18条第1項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「又は各計算期間分」を「若しくは各計算期間分又は各連結事業年度分」に改め、同条第2項中「末日」の下に「、法第52条第2項第1号の3に掲げる法人にあつては法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算

定期間の末日」を加え、同条第3項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「法人税の額」を「法人税額又は個別帰属法人税額」に改め、同条第4項中「同じ。）」の下に「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。以下同じ。）」を、「いう。）」の下に「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）」を加え、同条第5項中「又は第88条」を「若しくは第88条」に改め、「ある法人」の下に「又は法第53条第2項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人」を、「なる法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を、「いう。）」の下に「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）」を加え、「又は前計算期間」を「若しくは前計算期間又は前連結事業年度」に改め、「当該前事業年度」の下に「又は前連結事業年度」を加え、同条第6項中「算定期間」の下に「及び連結法人税額の課税標準の算定期間」を加える。

附則第19条第2項中「第68条の3第1項」を「第68条第1項」に改める。

附則第24条第4項中「抹消登録」を「永久抹消登録」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第24条第4項の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成14年法律第89号）の施行の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）」の規定中法人の県民税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第17条の2の規定（地方税法（昭和25年法律第26号）第53条第2項に係る部分に限る。）」は、法人税法等の一部を改正する法律（平成14年法律第79号）附則第21条第2項に規定する場合については、同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の6月経過日（同項に規定する6月経過日をいう。）」の属する事業年度後の各連結事業年度について適用する。

（事業税に関する経過措置）

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）」による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業

税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第47号

愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)第3条第1項の規定により原子力発電施設等立地地域として指定された地域(以下「原子力発電施設等立地地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(事業税の不均一課税)

第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成15年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2の規定にかかわらず、同条に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

- (1) 個人にあっては当該新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日(以下「供用開始の日」という。)の属する年、法人にあっては供用開始の日の属する事業年度から供用開始の日から起算して1年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.5
 - (2) 個人にあっては供用開始の日の翌日から起算して1年を経過する日の属する年、法人にあっては供用開始の日の翌日から起算して1年を経過する日の属する事業年度から供用開始の日から起算して2年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.75
 - (3) 個人にあっては供用開始の日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年、法人にあっては供用開始の日の翌日から起算して2年を経過する日の属する事業年度から供用開始の日から起算して3年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.875
- 2 前項の当該新設し、又は増設した設備に係るものとして

計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

- (1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人
 県内の事業税 当該新設し、又は増設した設備に係るの課税標準と 固定資産の価額
 すべき当該事 × 県内の事務所又は事業所の固定資産の業年度の所得 価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額)
- (2) 個人及び前号の法人以外の法人
 県内の事業税の課 当該新設し、又は増設した設備に税標準とすべき当 係る従業者の数
 該年又は当該事業 × 県内の事務所又は事業所の従業者年度の所得 の数
- 3 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。
- 4 第2項の固定資産の価額若しくは従業者の数又は前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 原子力発電施設等立地地域の区域内において指定期間内に新設し、又は増設された対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(申告)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、事業税又は不動産取得税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月19日から適用する。
- 2 第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものについては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第48号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 愛媛県立衛生環境研究所の項の次に次のように加える。

愛媛県動物愛護センター	動物の愛護並びに適正な飼養及び保管に関する情報の提供、指導、助言及び相談を行うとともに、県民に犬、ねこ等の動物との触れ合いの場を提供する。	松山市
-------------	---	-----

別表第1 テクノプラザ愛媛の項目的の欄中「の支援及び」を「及び新たな事業の創出の支援並びに」に改め、「及び展示」を削り、「又は交流」を「、交流又は創業」に改める。

別表第3 企業の技術高度化又は情報化支援施設の項管理を委託し得る公の施設の欄中「技術高度化」の下に「若しくは新事業創出」を加える。

附 則

この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、別表第1に愛媛県動物愛護センターの項を加える改正規定は、同年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第49号

愛媛県動物愛護センター設置条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県動物愛護センター設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を分掌させるため、動物愛護センターを設置する。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号）に基づく動物の愛護及び管理に関する事務

(2) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく狂犬病の予防に関する事務

（名称、位置及び所管区域）

第2条 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛媛県動物愛護センター	松山市	県内全域（地方自治法第252条の22第1項の中核市の区域を除く。）

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 緊急時の措置等（第19条 - 第24条）」を「第2章の2 動物の治療、譲渡等（第18条の2 - 第18条の第3章 緊急時の措置等（第19条 - 第24条）」

4）に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 飼いねこ 人が飼養し、又は保管するねこをいう。

第9条第2項中「飼い犬」の下に「又は飼いねこ」を、「犬」の下に「又はねこ」を加える。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 動物の治療、譲渡等

（負傷動物の収容後の措置等）

第18条の2 知事は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第18条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により犬若しくはねこを引き取った場合において当該犬若しくはねこが疾病にかかり、若しくは負傷しているとき、又は法第19条第2項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、必要に応じて治療の措置を講ずるものとする。

2 知事は、法第18条第1項の規定により引き取り、又は法第19条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物が前項の措置を講じてもなお状態の回復等の見込みがないと認めるときは、同項及び次条の規定にかかわらず、当該犬、ねこ等の動物を処分することができる。

（公示及び処分）

第18条の3 知事は、法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は法第19条第2項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、その旨を規則で定めるところにより、2日間公示するものとする。

2 法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ又は法第19条第2項の規定により収容された犬、ねこ等の動物の所有者又は占有者は、前項の公示期間満了後1日以内に、当該犬、ねこ等の動物を引き取らなければならない。

3 知事は、前項の期間内に所有者又は占有者が当該犬、ねこ等の動物を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由により、同項の期間内に引き取ることができない所有者又は占有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

（譲渡）

第18条の4 知事は、法第18条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等の動物を、その飼養を希望する者で適正に飼養できると認めるもの（実験等

の用に供することを目的とする者を除く。)に譲渡することができる。

第20条を次のように改める。

(準用)

第20条 第18条の3の規定は、前条第2項又は第3項の規定により危険な動物等又は野犬等を収容した場合について準用する。この場合において、第18条の3の見出し中「公示」とあるのは「公示等」と、同条第1項中「その旨を」とあるのは「所有者又は占有者の知れているものについてはその所有者又は占有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者又は占有者の知れていないものについてはその旨を、」と、同条第2項中「法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ又は法第19条第2項の規定により収容された犬、ねこ等の動物」とあるのは「前条第2項又は第3項の規定により収容された危険な動物等又は野犬等」と、「前項の」とあるのは「前項の通知が到着した後又は同項の」と、「当該犬、ねこ等の動物」とあるのは「当該危険な動物等又は野犬等」と、同条第3項中「犬、ねこ等の動物」とあるのは「危険な動物等又は野犬等」と読み替えるものとする。

第26条中「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第27条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は第18条の2第1項の規定により治療の措置を講じられた犬、ねこ等の動物の返還を受けようとする者」を、「申請」の下に「又は返還」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 第18条の2第1項の治療動物返還手数料 1頭、1匹又は1羽につき 3,800円

第27条に次の1項を加える。

3 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項第3号の手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第51号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「キまで」を「クまで」に、「又はク若しくはケ」を「(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコ」に、「3年に」を「5年に」に改め、同号ア中「又は老人病院及び厚生大臣が定める病棟の全部を改正する件(平成6年8月厚生省告示第259号)」を「、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施行の際現に同法第1条の規定による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定による知

事の許可を受けていた主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有するもの又は基本診療料の施設基準等を定める件(平成14年3月厚生労働省告示第73号)」に改め、同号カ中「保健所及び市町村」を「地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村」に改め、同号中ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)

第6条第2号エを次のように改める。

エ 訪問看護事業所

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県看護職員修学資金貸与条例第6条の規定は、平成14年4月1日以後に採用が決定された貸費生に係る修学資金について適用し、同日前に採用が決定された貸費生に係る修学資金については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第52号

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(貸付事業)

第7条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町村及び国民健康保険事業の財源に不足を生ずると見込まれる市町村のうち、適当と認めるものに対し、知事が定め

る基準に従い算定した額の範囲内の貸付金を貸し付けることができる。

2 貸付金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 貸付期間 貸し付けた日の属する会計年度以降5箇年度（当該会計年度以降2箇年度以内の据置期間を含む。）以内

3 市町村は、前項第2号の貸付期間の満了後に貸付金を償還する場合には、当該貸付金の未償還額に、その貸付期間の満了の日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を加算して納付しなければならない。

（交付事業）

第8条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町村のうち、適当と認めるものに対し、知事が定める基準に従い算定した額の範囲内の交付金を交付することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第53号

テクノプラザ愛媛使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

テクノプラザ愛媛使用料条例の一部を改正する条例

テクノプラザ愛媛使用料条例（平成2年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表インキュベート・ルームの項の次に次のように加える。

創業準備室	1区画	5,000円
	1月につき	

附 則

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

